
九州農政局メールマガジン「アグリ・インフォ九州」第304号（令和8年8月24日）

地域と九州農政局のホットライン

=====

アグリ・インフォ九州

=====

令和 8 年 8 月 24 日発行 Vol.304

発行：農林水産省 九州農政局

《 今月の話題 》

☆コラム・こらむ☆

『「食」が教えてくれた農林水産業の魅力』

九州農政局 総務部 会計課 福島 弘晃（ふくしま ひろあき）

☆1☆ とびっくす

★九州の動き

1. スマート農業に係る生産方式革新実施計画の申請・認定に関する相談・申請を受け付けています
2. 令和 8 年 4 月に施行された農業由来廃プラスチック対策に関する基本方針について説明します（9 月 16 日）

★全国の動き

1. スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうちスマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業（令和 7 年度補正予算）の第 5 次公募について
2. スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうちスマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業（令和 8 年度当初予算）の第 2 次公募について
3. 令和 8 年農作業安全ポスターデザインコンテストの募集を開始しています
4. 農作業中の熱中症対策を呼び掛ける「令和 8 年度熱中症等対策声かけ隊」を募集しています
5. GAP（農業生産工程管理）の優れた取組を募集しています！
6. 「みどりの食料システム戦略」技術カタログ掲載候補の募集について

★補助事業参加者の公募情報

農林水産省では、補助事業参加者を募集しています

★お知らせ

1. 令和 8 年熊本地震に関する情報
2. 農作業死傷事故の発生状況について
3. みどり認定者に役立つ最新情報をお届け！～「みどり認定者ネットワークだより」の配信スタート！～
4. 米に関するマンスリーレポートについて
5. 使ってみませんか「地域の農業を見て・知って・活かす DB」
6. 病害虫のまん延防止にご協力をお願いします ～沖縄県や奄美群島などに出かける方へ～
7. サツマイモ基腐病のまん延を防ぐために
8. 病害虫や雑草の防除には、登録のある農薬を使用しましょう
9. 「除草剤を購入するときのポイント」について
10. 「令和 8 年度 農薬危害防止運動」の実施について
11. 食育を推進する優れた取組を募集します！～「第 11 回食育活動表彰」候補の募集開始について～
【再掲】
12. 「食育実践優良法人 2027」の申請受付を開始しました！
13. 九州農政局から発信する SNS 情報！

☆2☆ 情報定期便

1. 九州農政局「消費者の部屋」からのお知らせ！
2. 統計新着情報のご案内
3. 食育イベント情報（令和 8 年 7 月以降）について
4. 九州各県の棚田イベント情報
5. 農林水産省広報誌「aff（あふ）」について

=====

◇◆◇◆◇ ☆コラム・こらむ☆ ◇◇◆◇◇

『「食」が教えてくれた農林水産業の魅力』

九州農政局 総務部 会計課 福島 弘晃（ふくしま ひろあき）

このたびのコラムを執筆させていただきます、選考採用 2 年目の福島弘晃と申します。

まずは、この度の熊本地震でお亡くなりになった方々に謹んでお悔やみ申し上げます。また、被害に遭われた全ての皆様に心からお見舞いを申し上げます。

私自身も熊本で生まれ育ち、10 年前の震災も経験しました。まさか、10 年という間に、このような震災を二度も経験することになるとは思いもしませんでした。

そのような中、先日、災害支援として八代市派遣されました。避難所への支援物資の仕分け及び搬出とい

農業者の減少等の農業を取り巻く環境の変化に対応して、農業の生産性の向上を図るため、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（スマート農業技術活用促進法）に基づき、スマート農業技術の活用と農産物の新たな生産の方式の導入をセットで相当規模で行い、農業の生産性を相当程度向上させる事業活動計画の認定を受けた農業者等（農業者又はその組織する団体）を対象に、金融・税制等の支援を行っています。

九州農政局では、相談・申請窓口を設置し、申請者の住所地又は主たる事務所の所在地が九州地域内にある農業者等からの相談等を受け付けています。計画の認定を希望する際は、計画の開始を予定している時点から、時間的余裕を持って、相談・申請窓口へ事前の相談を行ってください。

生産方式革新実施計画の認定状況について（九州：18 計画、全国：220 計画（令和 8 年 8 月 6 日時点））

https://www.maff.go.jp/j/kanbo/smart/houritsu/seisan_ninntei_jyoukyou.html

九州農政局管内のスマート農業の取組事例はこちらをご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/kyusyu/seisan/gizyutu/attach/pdf/smart-20.pdf>

詳しくは、こちらをご覧ください。

⇒ <https://www.maff.go.jp/kyusyu/seisan/gizyutu/smart.html>

（お問合せ先）生産部環境・技術課

2. 令和 8 年 4 月に施行された農業由来廃プラスチック対策に関する基本方針について説明します（9 月 16 日）

農業由来廃プラスチック対策については、平成 7 年 10 月に発出された「園芸用使用済プラスチックの適正処理に関する基本方針（農林水産省食品流通局長通知）」等に基づき、対策を進めてきたところです。一方で、中東情勢の不安定化、プラスチック汚染を巡る国際的な動向や国内における法制度整備の状況等、プラスチックを取り巻く国内外の情勢は変化していることから、このことに対応し、農業生産におけるプラスチック対策を推進するため、農林水産省では令和 8 年 4 月に新たな基本方針（「農業生産に由来する使用済プラスチックの対策に関する基本方針（農林水産省農産局長、畜産局長通知）」）を発出しました。

今般、新たな基本方針の周知を図るため、9 月 16 日（水）に新たな基本方針の概要の説明と、対策に活用可能な予算事業等の紹介をオンラインで行います。

1. 日時：令和 8 年 9 月 16 日（水曜日）13 時 30 分～（1 時間程度）
2. 開催方法：オンライン（Microsoft Teams）
3. 申込方法：

以下の申込フォーム（Microsoft Forms）から必要事項を記入の上お申し込みください。

※フォームでの回答が完了しますと、kankyo_kyushu00@maff.go.jp から申込完了メールが送付されます。

⇒ <https://forms.cloud.microsoft/r/UXAahyFfEg>（回答期限：9 月 10 日（木））

4. 次第：

- (1) 農業生産に由来する使用済プラスチックの対策に関する基本方針の概要
- (2) 令和7年度補正、令和8年度当初の農林水産省のプラスチック対策関連予算

詳しくは、こちらをご覧ください。

⇒<https://www.maff.go.jp/kyusyu/seiryuu/pura-jun/kaigi.html>

【参考】農業生産に由来する使用済プラスチックの対策に関する基本方針について（農林水産省 HP）

通知：<https://www.maff.go.jp/j/seisan/pura-jun/attach/pdf/index-62.pdf>

概要：<https://www.maff.go.jp/j/seisan/pura-jun/attach/pdf/index-61.pdf>

（お問合せ先）生産部環境・技術課



★全国の動き

- 1. スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうちスマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業（令和7年度補正予算）の第5次公募について

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうちスマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業（令和7年度補正予算（第1号））（以下「本事業」という。）について、事業実施主体の公募を行っています。

1 公募対象事業

本公募の対象事業は、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうちスマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業のうち下の(1)及び(2)の事業です。

事業実施期間は令和8年度（令和9年3月31日まで）となります。事業実施期間にご留意いただき、事業の実施可能性を吟味の上、応募いただくようお願いします。

- (1) スマート農業技術と産地の橋渡し支援

スマート農業技術を他品目等にカスタマイズするための改良を支援します。

- (2) 農業支援サービスの育成加速化支援のうち農業支援サービスの立上げ・事業拡大・流通販売体系転換支援

サービス事業の立上げや事業拡大に向けたニーズ調査、サービス提供の試行・改良、サービスの提供に必要なスマート農業機械等の導入、サービス事業者の事業性向上に資する流通販売体系の転換等に必要な施設整備等を一体的に支援します。

また、本公募の対象とする事業実施主体は、次のとおりです。

- 1. スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうちスマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業実施要領（令和7年1月15日付け6農産第3572号農林水産省農産局長通知。以下「実施要領」という。）別記1を実施しようとする事業実施主体
- 2. 実施要領別記2-1の第1の2の(1)推進事業（ニーズ調査、サービスの試行・改良、スマート農業機械の導入等。以下「推進事業」という。）のみを実施しようとする場合で、原則、複数の都道府県にわたる地域（北海道にあっては、原則、北海道内の複数の総合振興局・振興局にわたる地域）で本事業を実施しようとする事業実施主体
- 3. 推進事業と実施要領別記2-1の第1の2の(2)整備事業（施設の整備）を一体で実施しようとする事業

実施主体

なお、推進事業のみを実施しようとする場合で、おおむね都道府県域でサービス事業を提供するサービス事業者については、本公募の対象ではございません。別途都道府県に取りまとめを依頼しておりますので、事業実施計画書の提出を希望される場合は、都道府県にお問い合わせください。

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうちスマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業実施要領

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/service/attach/pdf/r7hosei-2.pdf>

2 応募方法等

各メニューごと以下に掲げる公募要領をご参照の上、応募様式へ必要事項を記入し申請書類を公募期間中に提出してください。なお、農業支援サービスの立上げ・事業拡大・流通販売体系転換支援(2の(2)の事業)の申請に当たっては、事前に書類等確認機関の確認を受ける必要があります。

書類等確認機関：一般社団法人農林水産航空・農業支援サービス協会[外部リンク]

<https://www.j3a.or.jp/>

書類等確認機関への確認方法はこちら(PDF：724KB)をご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/nousan/attach/pdf/260805_140-2-3.pdf

3 公募期間

(1) 公募開始日：令和8年8月5日(水曜日)

(2) 書類等確認機関による申請書類の確認の受付期限(※)：令和8年9月7日(月曜日)17時00分

(3) 公募受付期限：令和8年9月24日(木曜日)17時00分

詳しくは、こちらをご覧ください。

⇒ https://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/nousan/260805_140-2.html

(お問合せ先) 生産部環境・技術課

2. スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうちスマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業（令和8年度当初予算）の第2次公募について

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうちスマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業（令和8年度当初予算）（以下「本事業」という。）について、事業実施主体の公募を行います。

本事業の実施を希望される方は、下記に従いご応募ください。

1 公募対象事業

本公募の対象事業は、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうちスマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業のうち下の(1)及び(2)の事業です。

事業実施期間は令和8年度（令和9年3月31日まで）となります。事業実施期間にご留意いただき、事業の実施可能性を吟味の上、応募いただくようお願いします。

(1)スマート農業技術と産地の橋渡し支援

スマート農業技術を他品目等にカスタマイズするための改良を支援します。

(2)農業支援サービスの立上げ・事業拡大支援

サービス事業の立上げや事業拡大に向けたニーズ調査、サービス提供の試行・改良、サービスの提供に必要なスマート農業機械等の導入を一体的に支援します。

また、本公募の対象とする事業実施主体は、次のとおりです。

1. スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうちスマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業実施要領（令和7年4月1日付け6農産第5164号農林水産省農産局長通知。以下「実施要領」という。）別記1を実施しようとする事業実施主体

2. 実施要領別記2を実施しようとする場合で、原則、複数の都道府県にわたる地域（北海道にあっては、原則、北海道内の複数の総合振興局・振興局にわたる地域）で本事業を実施しようとする事業実施主体

なお、おおむね都道府県域でサービス事業を提供するサービス事業者については、本公募の対象ではなく、都道府県に事業実施計画書の取りまとめを依頼しておりますので、事業実施計画書の提出を希望される場合は、都道府県にお問い合わせください。

スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうちスマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業実施要領

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/service/attach/pdf/r8tousho-14.pdf>

2 応募方法等

各メニューごと以下に掲げる公募要領をご参照の上、応募様式へ必要事項を記入し申請書類を公募期間中に提出してください。なお、農業支援サービスの立上げ・事業拡大支援(2の(2)の事業)の申請に当たっては、事前に書類等確認機関の確認を受ける必要があります。

書類等確認機関：一般社団法人農林水産航空・農業支援サービス協会[外部リンク]

<https://www.j3a.or.jp/>

書類等確認機関への確認方法はこちら(PDF:724KB)をご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/nousan/attach/pdf/260805_140-1-4.pdf

3 公募期間

(1) 公募開始日：令和8年8月5日(水曜日)

(2) 書類等確認機関による申請書類の確認の受付期限(※)：令和8年9月7日(月曜日) 17時00分

(3) 公募受付期限：令和8年9月24日(木曜日)17時00分

詳しくは、こちらをご覧ください。

⇒ https://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/nousan/260805_140-1.html

(お問合せ先) 生産部環境・技術課

3. 令和8年農作業安全ポスターデザインコンテストの募集を開始しています

一般社団法人日本農業機械化協会は、農林水産省の補助事業を活用し、農作業安全に対する国民意識の醸

成及び効果的な対策の推進を図ることを目的とした「農作業安全ポスターデザインコンテスト」を実施しております。 農林水産大臣賞受賞作品については、協会が発行する農作業安全運動啓発ポスター等に採用し、安全意識の啓発活動に活用します。

【募集テーマ】

「しめよう！シートベルト～着用義務化が始まります～」

【応募期間】

令和 8 年 6 月 1 日（月曜日）～ 8 月 31 日（月曜日）（当日消印有効）

【表彰点数】

農林水産大臣賞 1 点（賞状、農作業安全運動啓発ポスター等に採用予定）

日本農業機械化協会賞 1 点（賞状）

日本農業新聞賞 1 点（賞状）

入賞 10～20 点

詳しくは、こちらをご覧ください。

⇒ https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/posuta.html

（お問合せ先）農産局技術普及課生産資材対策室

4. 農作業中の熱中症対策を呼び掛ける「令和 8 年度熱中症等対策声かけ隊」を募集しています

近年、農作業中の熱中症等による死亡者が増加しています。特に、令和 6 年の「熱中症」による死亡者数は 59 人と、前年の 37 人から 22 人の大幅な増加をしているほか、5 月から 9 月においては熱中症以外にも高所からの転落や草刈り作業中の事故が増加しています。農林水産省は、農作業中の熱中症等による事故を防ぐため「農作業における熱中症対策総合パッケージ」を取りまとめ、7 月から 9 月にかけて、「夏の熱中症等対策声かけ期間」を推進するとともに、同期間に声かけ活動に取り組んでいただける方を「熱中症等対策声かけ隊」として募集しています。

1. 応募について

（1）「熱中症等対策声かけ隊」の対象者

農業協同組合、農業資材販売店、農業機械販売業者、農業高校及び農業大学校、農業機械士会、4H クラブ、地域の農業者、農業団体、普及指導機関等の多様な主体の参画をお待ちしております。

（2）取組内容

具体的な取組内容として想定されるのは次のとおりですが、創意工夫により、様々な形での声かけ活動が対象となります。

- ・ 農業現場での農業者に対する直接の声かけ、見守り活動（別添 1 参照）
- ・ 農業者の集会、会合等における、地域のリーダー等による声かけ活動
- ・ 農業機械、農業資材販売店における声かけ活動
- ・ 広報誌・メディアへの掲載、防災無線・広報車等での声かけ活動

（3）応募方法

本活動に賛同いただける方は、農林水産省ホームページよりお申込みください。

（声かけ隊募集ページ）熱中症等対策声かけ隊

https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/koekake.html

(4) 応募期間

令和 8 年 8 月 31 日（月曜日）まで

2.その他

活動に際して別添 2 のチラシの配布を希望される場合は、一般社団法人日本農業機械化協会又は農林水産省から送付します。チラシの配布希望についてお申込みフォームより登録いただいた後、事務局よりご連絡させていただきます。

また、「熱中症等対策声かけ隊」として活動いただき、実績を報告いただいた方には農林水産省から感謝状を送付します。

3.関連情報

農林水産省では、農作業中の熱中症等による死亡者が増加していることを踏まえ、農業者の安全意識の強化を推進するとともに、農作業の省力化・軽労化に資する生産方式への転換を進める「農作業における熱中症等対策総合パッケージ」を令和 8(2026)年 2 月に取りまとめ、関係機関を挙げて強力に推進しています。

(参考) 農作業における熱中症等対策総合パッケージ

<https://www.maff.go.jp/j/press/nousan/sizai/attach/pdf/260615-4.pdf>

また、熱中症等対策研修についての資料と研修動画を次のサイトに掲載しておりますので、ご参照ください。

(参考) 熱中症等対策研修資料

<https://www.maff.go.jp/j/press/nousan/sizai/attach/pdf/260615-4.pdf>

(参考) 農作業中の熱中症対策講座

<https://www.youtube.com/watch?v=Xcy7MNOsdSg>

4.添付資料

(別添 1) 熱中症対策声かけ隊の取組イメージ

<https://www.maff.go.jp/j/press/nousan/sizai/attach/pdf/260615-1.pdf>

(別添 2) 夏の熱中症等対策声かけ期間チラシ

<https://www.maff.go.jp/j/press/nousan/sizai/attach/pdf/260615-2.pdf>

詳しくは、こちらをご覧ください。

⇒ https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/posuta.html

(お問合せ先) 農産局技術普及課生産資材対策室

5. GAP（農業生産工程管理）の優れた取組を募集しています！

農林水産省では、農業の持続的な発展に向けて、食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理等の持続可能性を確保するための一連の取組である GAP（※）を推進しています。

また、令和 3 年 5 月、食料、農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」を策定したところであり、持続的な農業生産にも資する GAP の導入の推進等を目指すこととしています。

これらの一環として、持続可能な農業の確立を目指し意欲的に経営や技術の改善、普及等に取り組んでいる農業者、農業団体、流通・加工業者、自治体、教育機関等を表彰する「令和 8 年度未来につながる持続可能な農業推進コンクール」を実施しています。

（※）GAP（Good Agricultural Practices：農業生産工程管理）

<表彰内容>

【表彰点数】

農林水産大臣賞

・1 点以内

農産局長賞、畜産局長賞

・3 点以内

<表彰対象者>

第三者認証を備えた GAP（GLOBALG.A.P.、ASIAGAP 及び JGAP をいう。以下同じ。）を取得、又は「国際水準 GAP ガイドライン」（令和 4 年 3 月 8 日策定）に基づく国際水準 GAP（以下「国際水準 GAP ガイドラインの準拠確認を得た GAP 等」という。）を実践し、かつ、継続的な国際水準 GAP の取組を通じて、農業経営の改善や持続可能性の確保等について顕著な成果を上げている農業者、農業団体、自治体、教育機関等。

また、第三者認証を備えた GAP を取得、又は国際水準 GAP ガイドラインの準拠確認を得た GAP 等を実践している農場の農畜産物の消費拡大や普及推進に取り組み、顕著な成果を上げている流通・加工業者、自治体等。

<応募分野>

個別経営の部、団体の部、人材育成の部、実需の部

<応募期間>

【都道府県に提出する場合】

令和 8 年 6 月 16 日（火曜日）から 9 月 11 日（金曜日）まで

【農林水産省農業環境対策課に提出する場合】

令和 8 年 6 月 16 日（火曜日）から 9 月 28 日（月曜日）まで

<応募方法>

応募書類は、以下の農林水産省ホームページからダウンロードできます。

令和 8 年度未来につながる持続可能な農業推進コンクールについて

https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/r8_konkuru.html

応募書類に必要事項をご記入の上、各都道府県が定める GAP 担当部署に、原則として令和 8 年 9 月 11 日（金曜日）までに提出してください。なお、農林水産省農産局農業環境対策課に直接応募する場合は、同年 9 月 28 日（月曜日）まで受け付けます。

また、複数の都道府県にまたがる取組の場合は、下記「お問合せ先」までご相談ください。

【パンフレット】令和8年度未来につながる持続可能な農業推進コンクール
<https://www.maff.go.jp/j/press/nousan/kankyo/attach/pdf/260616-1.pdf>

詳しくは、こちらをご覧ください。

⇒ <https://www.maff.go.jp/j/press/nousan/kankyo/260616.html>

(お問合せ先) 農産局農業環境対策課

6. 「みどりの食料システム戦略」技術カタログ掲載候補の募集について

農林水産省では、農業試験研究機関等が開発した研究成果のうち、「みどりの食料システム戦略」の実現に貢献し、現場への普及が期待されるものを「みどりの食料システム戦略」技術カタログに掲載し、その普及促進を図ることとしています。

つきましては、「みどりの食料システム戦略」技術カタログの掲載候補について、以下のとおり募集します。

【参考】「みどりの食料システム戦略」技術カタログ（農林水産省リンク）

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/catalog.html>

1.募集対象

技術の実証を行った地域、技術の普及が見込まれる地域、所在する地域が九州農政局管内（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）の企業・大学等が対象となります。

2.募集対象技術

以下の技術を対象とします。

- (1) みどり戦略の実現に貢献すること
- (2) 技術の導入効果の実証等により定量的に把握されていること
- (3) 農業者等が実際に入手・活用できる技術であること
- (4) 掲載技術の権利関係が明確でありトラブル等がないこと
- (5) 環境や営農に悪影響を及ぼさない技術であること
- (6) その他、公的なカタログに掲載するにふさわしい技術であること

3.応募方法

応募書類を作成し、デジタルファイルを下記の提出先にメールで提出してください。

4.提出先

九州農政局生産部環境・技術課

5 応募期限

令和8年9月4日（金曜日）まで

詳しくは、こちらをご覧ください。

⇒ <https://www.maff.go.jp/kyusyu/seisan/gizyutu/catalog.html>

(お問合せ先) 九州農政局生産部環境・技術課



★補助事業参加者の公募情報

農林水産省では、補助事業参加者を募集しています

詳しくは、こちらをご覧ください。

⇒ <https://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/>



★お知らせ

1. 令和 8 年熊本地震に関する情報

令和 8 年熊本地震に関するお知らせはこちら

⇒ https://www.maff.go.jp/j/saigai/r8_kumamotojishin.html

(お問合せ先)大臣官房地方課災害総合対策室

2. 農作業死傷事故の発生状況について

農林水産省では、都道府県、農機具販売業者、製造事業者等から収集した農作業死亡事故、負傷事故の情報(速報値)を発生月毎に集計し公表しています。

令和 8 年 6 月に発生したと報告のあった農作業死傷事故：45 件

6 月は 8 件の死亡事故を含む 45 件の死傷事故が報告されました。

45 件報告された死傷事故のうち、果樹園で発生した事故が 15 件報告され、そのうち脚立や高所作業機などの高所からの転落事故が 11 件報告されています。

脚立などの高所からの転落による負傷は全身に及ぶ恐れがあり、特に頭部を強打する事故は極めて危険です。

脚立を使う場合は、以下の点に気を付けましょう。

- ・ヘルメットを着用する
- ・身を乗り出さない
- ・設置時にトントんと脚を踏み込む
- ・昇降時に物を持たない
- ・天板に乗らない
- ・開脚防止チェーンをかける

<8月のワンポイント>

先月号でも取り上げましたが、今月も引き続き熱中症対策を徹底してください。

平成27年～令和6年における熱中症の累計月別死亡事故件数は、7月と8月で約85%を占め、特に8月は熱中症リスクがピークを迎える時期です。

対策として、以下の点に気を付けましょう。

- ・事前に暑さ指数（WBGT 値）を確認して、農作業の予定を立てる
- ・冷却ベストやファン付きウェアなど熱中症対策アイテムを活用する
- ・こまめに休憩する（日陰や冷房のある場所で体を冷やす、水分・塩分補給など）
- ・十分に睡眠を取る等により体調を管理する（夏は前日の飲酒を控えめにするなど）
- ・1人作業はできるだけ避ける（1人で作業せざるを得ない場合は家族等と30分毎に連絡を取る）

また、熱中症に関する意識調査のアンケート結果では、9割以上の方が「熱中症予防の見守り・声かけを受けて意識の変化があった」と回答しております※。上記対策に加え、見守り・声かけを実践しましょう。

※「熱中症に関する意識調査結果」（PDF: 756KB）（外部リンク）

https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/sg_pcm/R0602/doc04.pdf

本年7月～9月に、農林水産省では「夏の熱中症等声かけ期間」を実施しています。「いのちをうばう、夏のひとり作業」をキャッチフレーズとしておりますので、家族や周りの農業者の方とお互いに声を掛け合い、熱中症に気を付けましょう。

また、現在「熱中症等対策声かけ隊」を募集しています。農業現場での見守りや声かけ、農業者の集会や会合での地域リーダー等による声かけなど、様々な形態での声かけ活動が対象です。多様な主体の参画をお待ちしております。ぜひご応募ください。参画いただいた方には農林水産省から感謝状を贈呈します。詳しくは、こちらをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/jikojoho.html

（お問合せ先）農産局技術普及課生産資材対策室

3. みどり認定者に役立つ最新情報をお届け！～「みどり認定者ネットワークだより」の配信スタート！

～

農林水産省は、環境に配慮した農業生産活動に役立つ情報を毎月1回程度お届けするメールマガジン「みどり認定者ネットワークだより」の配信をスタートしました。

本メールマガジンは、みどり認定者をはじめとする農林漁業者に役立つ情報を直接リアルタイムにお届けするものです。みどり認定者に限らず、農林漁業者であれば御登録いただけますので、この機会にぜひ御登録ください。

※配信できるアカウント数に限りがあるため、行政機関の方の登録はご遠慮ください。

〈このような情報をお届けします〉

○環境に配慮した農業生産活動に役立つ技術情報（有機質肥料、バイオ炭、みどり投資促進税制対象機械など）

- みどり認定者向けの補助事業などの支援情報
- イベントやセミナーの情報

「みどり認定者ネットワークだより」の配信登録については、こちらからどうぞ。

⇒ <https://mailmag.maff.go.jp/m/entry>

(お問合せ先) 大臣官房みどりの食料システム戦略グループ

4. 米に関するマンスリーレポートについて

農林水産省は、米に関する価格動向や需給動向に関するデータを集約・整理した「米に関するマンスリーレポート」を取りまとめています。

「米に関するマンスリーレポート」は、米に関する価格動向や需給動向に関するデータを集約・整理し、毎月定期的に公表することによって、需給動向を適切に反映した米取引に資することを目的としています。

詳しくは、農林水産省ホームページをご覧ください。

⇒ <https://www.maff.go.jp/j/seisan/keikaku/soukatu/mr.html>

(担当) 農林水産省農産局企画課

5. 使ってみませんか「地域の農業を見て・知って・活かす DB」

農林水産省は、農林業センサスを中心とした総合データベース「地域の農業を見て・知って・活かす DB」を公開しています。

「地域の農業を見て・知って・活かす DB」は、農業集落（全国約 15 万）を単位として、農林業センサスの結果と各種情報とを組み合わせ、農林水産省が独自に加工・再編成したデータを提供するものです。地域農業の現状をグラフや地図で見える化することや、国勢調査や行政情報と組み合わせ、分析することができます。

<「地域の農業を見て・知って・活かす DB」専用ページ>

https://www.maff.go.jp/j/tokei/census/shuraku_data/index.html

<利用マニュアルなど>

https://www.maff.go.jp/j/tokei/census/shuraku_data/riyou.html

(お問い合わせ先) 大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室

6. 病害虫のまん延防止にご協力をお願いします ～沖縄県や奄美群島などに出かける方へ～

沖縄県や奄美群島（奄美大島、喜界島、徳之島、沖永良部島、与論島等）へご旅行される方もいらっしゃると思います。

これらの地域のほか、小笠原諸島やトカラ列島においてもサツマイモなどの農作物に大きな被害を与える病害虫（アリモドキゾウムシ、イモゾウムシなど）が発生しています。このため、これらの発生地域からは、本病害虫が付着するおそれがある植物等（サツマイモ、エンサイなど）の本土への持ち出しが規制されています。

また、沖縄県では、セグロウリミバエという害虫が発生しており、令和7年4月14日から緊急防除が実施されています。このため、沖縄本島、伊江村、伊是名村及び伊平屋村からは、にがうり（ゴーヤー）、ヘチマ等の野菜やパッションフルーツ、ドラゴンフルーツ等の果物の持ち出しが規制されています。郵便や宅配便などによる発送も規制の対象となりますので、ご注意ください。

病害虫のまん延防止のため、これらの病害虫やその病害虫が付着するおそれのある植物等を持ち込まないように、ご理解とご協力をお願いいたします。

以下の URL に植物等の移動規制に関するリーフレット等を掲載していますので、詳しくはこちらをご確認ください。

○サツマイモやミカンの苗木などの移動規制に関する情報

植物等の移動規制について（農林水産省植物防疫所 HP）

⇒ <https://www.maff.go.jp/pps/j/introduction/domestic/didoukisei/index.html>

「植物検疫のおしらせ」リーフレット（農林水産省植物防疫所 HP）

⇒ <https://www.maff.go.jp/pps/j/introduction/domestic/didoukisei/seido/attach/pdf/index-8.pdf>

○セグロウリミバエの緊急防除に係る植物の移動規制に関する情報

農林水産省からのおしらせ（農林水産省植物防疫所 HP）

⇒

https://www.maff.go.jp/pps/j/introduction/domestic/dkinkyuu/attach/pdf/seguero_chirashi_maff.pdf

住民、旅行者の皆様へ（農林水産省植物防疫所 HP）

⇒

https://www.maff.go.jp/pps/j/introduction/domestic/dkinkyuu/attach/pdf/seguero_chirashi_japanese.pdf

（担当）消費・安全部 農産安全管理課

7. サツマイモ基腐病のまん延を防ぐために

サツマイモ基腐病は、糸状菌（カビの一種）を原因とする病気です。防除が難しく、まん延すると減収に

つながることから、国・県等が一体となってまん延防止・防除対策に取り組んでいます。
コガネセンガンなどの品種を栽培する一部のほ場で、本病の発生が認められています。大雨や台風等により、サツマイモ基腐病菌の胞子が拡散し、発生が拡大することが懸念されます。台風前後の適切な防除対策を行いましょう。被害を抑えるためには、以下の対策をもれなく行うことが重要です。

- ほ場の排水対策を徹底する
- ほ場の見回りは、こまめに実施
- 発病株は、速やかに抜き取り、ほ場外に持ち出して処分
- 定期的な農薬散布による予防防除を実施（各県の対策マニュアルを参照）

以下の URL に本病のまん延防止対策及び発生の予防に必要な対策をまとめたリーフレット等を掲載していますので、ご活用ください。

リーフレット（農林水産省九州農政局 HP）
⇒ <https://www.maff.go.jp/kyusyu/syohianzen/nouchiku/syokubou.html>

宮崎県 サツマイモ基腐病対策マニュアル（令和 8 年産版）
⇒ https://www.pref.miyazaki.lg.jp/documents/67650/67650_20260127161601-1.pdf

鹿児島県 サツマイモ基腐病防除対策マニュアル
⇒ https://www.pref.kagoshima.jp/ag06/documents/documents/74570_20240315133011-1.pdf

農研機構 サツマイモ基腐病の発生生態と防除対策(令和 4 年度版)
⇒ https://www.naro.go.jp/publicity_report/publication/files/stem_blight_and_storage_tuber_rot_of_sweet_potator04a.pdf

農研機構 かんしょ生産工程におけるサツマイモ基腐病発病リスク低減技術集(概要編)
⇒ https://www.naro.go.jp/publicity_report/publication/pamphlet/tech-pamph/168482.html

（担当）消費・安全部 農産安全管理課

8. 病虫害や雑草の防除には、登録のある農薬を使用しましょう

農作物等に使用される資材（肥料、植物活力液など）について、農薬の登録がないのに、

○使ってみたら農薬の効能効果が見られた。

（例：使った翌日に虫が死んでいた）

○農薬の効能効果を謳っていた。

（例：ラベルやチラシに病虫害への効果が記載されていた（病虫害阻止、病虫害抑制、害虫駆除、害虫対策、忌避効果など）、資材のセールスで病虫害に効くと言っていた）

場合は、すぐに使用をやめて、地方農政局や都道府県に連絡しましょう。

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）において、「農薬」とは、農作物等を害する病虫害の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤、除草剤その他の薬剤等と定義されており、登録を受けた農薬や特定農薬以外のものを病虫害防除等の目的で使用することは禁止されています。

農薬疑義資材コーナー(農林水産省 HP)

⇒ https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_sizai/index.html

(担当) 消費・安全部 農産安全管理課

9. 「除草剤を購入するときのポイント」について

除草剤には、1.農薬登録のある除草剤と 2.農薬ではない（登録されていない）除草剤の 2 種類があります。

1.農薬登録のある除草剤

農作物や樹木・芝・花きなどの栽培・管理のために使用される除草剤です。
家庭菜園やガーデニングも含まれます。

【購入する際の見分け方】

容器・包装に『農林水産省登録第〇〇〇〇〇号』の記載があります。

2.農薬登録されていない除草剤

道路、駐車場、グラウンドなどの、農作物や樹木・芝・花きなどの栽培・管理の目的以外で使用される除草剤です。

このような除草剤を農作物等の栽培・管理に利用することは、農薬取締法において禁止されています。

【購入する際の見分け方】

容器・包装と店舗の見やすい場所に「農薬として使用することができない」旨の記載があります。

除草剤を購入するときのポイントは、こちらからご覧ください。

除草剤の販売・使用について（農林水産省 HP）

<https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/herbicide.html>

10. 「令和 8 年度 農薬危害防止運動」の実施について

農林水産省は、農薬を使用する機会が増える 6 月から 8 月にかけて、厚生労働省、環境省と共同で、農薬の使用に伴う事故・被害を防止するため、農薬の安全かつ適正な使用や保管管理、環境への影響に配慮した農薬の使用等を推進する「農薬危害防止運動」を実施しております。

今年度の運動のテーマは、「使用前、周囲よく見て ラベル見て」と設定し、農薬ラベルの表示事項の遵守と周辺環境への農薬の飛散防止を徹底することなどを重点的に指導します。

家庭菜園や庭木の病虫害防除に農薬を使用する場合は、以下にご留意ください。

(1)ラベルに記載されている使用方法を守ること

《間違いやすい作物例》

・「トマト」と「ミニトマト」・「ピーマン」と「ししとう」など

(2)周辺に配慮し、飛散防止対策を行うこと

《対策の例》

- ・無風又は風が弱いときなど、近隣に影響が少ない天候・時間帯に散布
- ・粒剤、微粒剤等の飛散が少ない形状の農薬を使用

(3)使用の際には、事故防止対策を行なうこと

《対策の例》

・農薬の調製、散布及び防除器具の洗浄を行うときは、容器に表示された使用上の注意事項等に従い、農業用マスクや保護メガネ等の防護装備を着用

運動の実施要綱やリーフレットは、こちらからご覧ください。(農林水産省九州農政局 HP)

<https://www.maff.go.jp/kyusyu/syohianzen/nouchiku/nouyaku.html>

(担当) 消費・安全部 農産安全管理課

11. 食育を推進する優れた取組を募集します！～「第 11 回食育活動表彰」候補の募集開始について～
【再掲】

農林水産省は、ボランティア活動、教育活動又は農林漁業、食品製造・販売等その他の事業活動を通じて食育を推進する取組を募集します。

食育活動を行っている皆さま、奮って御応募ください。

募集締切：令和 8 年 8 月 31 日（月曜日）必着

※詳しくは、以下の URL から農林水産省ホームページをご覧ください。

第 11 回食育活動表彰（農林水産省）

<https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/hyousyo/11th/boshu.html>

これまでの食育活動表彰（農林水産省）

<https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/hyousyo/index.html>

12. 「食育実践優良法人 2027」の申請受付を開始しました！

「食育実践優良法人顕彰制度」は、企業が従業員へ対し食生活改善に向けた取組を推進するため、健康経営優良法人制度と連携して創設された制度です。

今年度についても申請受付が始まっていますので、皆さまの申請をお待ちしています。

申請期間:令和 8 年 8 月 17 日（月曜日）から 10 月 30 日（金曜日）まで

※詳しくは、以下の URL から農林水産省ホームページをご覧ください。

「食育実践優良法人 2026」事例集の公開
<https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/kensyo/26jireishu.html>

【 農林水産省 公式 YouTube チャンネル BUZZ MAFF 】

ぜひ、チャンネル登録と動画に「いいね!」をよろしく願います。

「BUZZ MAFF ばずまふ」

【九州農政局 公式X】

⇒ https://x.com/MAFF_KYUSHU

【九州農政局 公式 Instagram】

⇒ https://www.instagram.com/maff_kyushu/

◆ ◆

◆ ◆

1. 九州農政局「消費者の部屋」からのお知らせ！

九州農政局「消費者の部屋」では、食料・農業・農村に関する各種施策の情報提供や普及啓発を行っています。

令和 8 年 8 月、令和 8 年 9 月は、下記のテーマで特別展示を実施します。ご来庁の際は、是非お立ち寄りください。

なお、令和 8 年熊本地震の影響により、9 月 4 日までの期間は展示計画を変更し、代替展示を実施いたします。

展示場所：消費者の部屋（熊本地方合同庁舎 A 棟 1 階）

◆テーマ：GREEN×EXPO 2027（2027 年国際園芸博覧会）

期 間：令和 8 年 8 月 17 日（月曜日）～ 令和 8 年 9 月 4 日（金曜日）

内 容：2027 年 3 月から横浜市において国内では 1990 年の大阪花の万博以来 37 年ぶりとなる A1 クラスの「GREEN×EXPO 2027」が開催されます。昨年のお阪・関西万博に続く国家プロジェクトです。公式マスコットのトゥンクトゥンクと一緒に 1000 万株の花や緑が彩る、地球旅行をご紹介します！

◆テーマ：木材利用促進月間～10 月 8 日は「十と八」で「木」の日～

期 間：令和 8 年 9 月 7 日（月曜日）～ 令和 8 年 9 月 18 日（金曜日）

内 容：木材利用が地球温暖化の防止につながることを説明したパネル、木材の利用方法のひとつである直交集成材（CLT）のパネルおよび木製品の見本を展示します。

◆テーマ：国有林発！新しい造林技術の開発と実践

期 間：令和 8 年 9 月 24 日（木曜日）～ 令和 8 年 10 月 2 日（金曜日）

内 容：2017 年に九州森林管理局が熊本県人吉市の国有林に 10ha の試験団地を設定し、宮崎大学・森林総合研究所と連携して多くの造林技術の検証と開発が行われました。その中で特徴のある成果を分かりやすく紹介します。

なお、以下の場所におきましても、農林水産行政等の情報提供の場としてパネル等を常時展示しています。

フードパル熊本「熊本市食品交流会館」（熊本市北区貢町 581-2）

詳しくは、九州農政局ホームページをご覧ください。

「消費者の部屋」

<http://www.maff.go.jp/kyusyu/syohianzen/syokunoanzenansin/syouhisya/syouhisya.html>

2. 統計新着情報のご案内

農林水産省は、令和 8 年 7 月 24 日に「令和 6 年市町村別農業産出額（推計）（農林業センサス結果等を活用した市町村別農業産出額の推計結果）」を公表しました。

九州では、宮崎県都城市（920.7 億円、全国 2 位）、熊本県熊本市（572.7 億円、全国 9 位）、鹿児島県鹿

屋市（568.7 億円、全国 10 位）の 3 市が全国 10 位以内に位置しています。

★全国

< 作付面積・生産量、家畜の頭数など >

○作物統計調査 令和 7 年産さとうきびの収穫面積及び収穫量

○令和 7 年 生産者の米穀在庫等調査結果

○畜産統計（令和 8 年 2 月 1 日現在）

○令和 8 年産水稻の西南暖地における早期栽培等の 10a 当たり収量の前年比見込み及び平均比見込み（7 月 15 日現在）

< 農家の所得や生産コスト、農業産出額など >

○令和 6 年市町村別農業産出額（推計）（農林業センサス結果等を活用した市町村別農業産出額の推計結果）

○農業物価統計調査 令和 7 年農業物価指数（令和 2 年基準）

< 水産業 >

○令和 7 年漁業構造動態調査結果（令和 7 年 11 月 1 日現在）

詳しくは、こちらをご覧ください。

⇒ <https://www.maff.go.jp/j/tokei/index.html>

（担当）大臣官房統計部 統計企画管理官

3. 食育イベント情報（令和 8 年 7 月以降）について

九州地域において、食の安全や食育に関連する様々なイベント、セミナー、体験活動等が行われています。

詳しくは、こちらをご覧ください。

⇒ <https://www.maff.go.jp/kyusyu/syohianzen/hiroba/island/event/event.html>

（担当）消費・安全部 消費生活課

4. 九州各県の棚田イベント情報

九州各県の棚田におけるイベント情報をお知らせします。

詳しくは、こちらをご覧ください。

⇒ https://www.maff.go.jp/kyusyu/keikaku/220224_tanada_sinkou.html##kakukentanadajouhou

(担当) 農村振興部 地域整備課

5. 農林水産省広報誌「aff (あふ)」について

令和 8 年 8 月号の特集テーマは、<"森"と触れ合う>

つくる、触れ合う新しい「森」の楽しみ方。森が持つ「癒やし」や「環境保全」などの価値を最大限に引き出す「森業（もりぎょう）」。「地域の賑わいや雇用を創出し、人と地域の未来を育てる新たな取り組みに迫ります。

農林水産省では、消費者の皆さん、農林水産業関係者、そして農林水産省を結ぶ Web マガジン「aff (あふ)」を配信しています。

より読みやすく親しみを感じる Web マガジンを目指しながら、農林水産業や食に関するお役立ち情報をお届けしていきますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

詳しくはこちらをご覧ください。誌面内容を全てご覧になれます。

⇒ <https://www.maff.go.jp/j/pr/aff/index.html>

◇◇編集後記◇◇

照りつける日差しと蝉の声に夏の盛りをを感じる 8 月。今年、令和 8 年 7 月 28 日に再び令和 8 年熊本地震が発生し、改めて自然災害の脅威と備えの大切さを痛感しました。暑さの中での避難や生活再建は大きな負担となりますが、多くの支え合いの姿に地域の力強さも感じられます。夏空を見上げながら、穏やかな日常のありがたさを胸に、一人ひとりが防災意識を高める機会としたいものです。

九州農政局メールマガジン<アグリ・インフォ九州>は、国民の皆様に、農林水産省及び九州農政局が進める農林水産行政に関する情報や農林水産に関する統計・情報を分かりやすくタイムリーにお届けするものです。

○ メールマガジンの「新規登録」については、こちらからどうぞ。

⇒ <https://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/reg.html>

※「新規配信登録(TLS1.2 以降対応)」をクリック後、【農政局等発行】欄の「九州農政局メールマガジン「アグリ・インフォ九州」毎月 1 回発行」を選択してください。

○ 登録の解除・登録情報の変更・パスワードの再発行については、こちらからどうぞ。

⇒ <https://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/index.html>

○ アグリ・インフォ九州に関するご質問やご意見・ご要望は、下記までご連絡をお願いします。

⇒ <https://www.contactus.maff.go.jp/j/kyusyu/form/161220-2.html>

=====

農林水産省 九州農政局 企画調整室（広報担当）

〒860-8527 熊本市西区春日 2 丁目 10 番 1 号 （熊本地方合同庁舎 A 棟）

TEL：096-211-9111 （内線：4112）

=====